

平成 27 年 12 月 佐川町議会定例会会議録（第 4 号）

招集年月日 平成 27 年 12 月 10 日

招集の場所 佐川町議会議場

開 議 平成 27 年 12 月 10 日 午前 9 宣告（第 7 日）

応 招 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

不応招議員 な し

出 席 議 員	1 番	下川	芳樹	2 番	坂本	玲子	3 番	邑田	昌平
	4 番	森	正彦	5 番	片岡	勝一	6 番	松浦	隆起
	7 番	岡村	統正	8 番	中村	卓司	9 番		
	10 番	永田	耕朗	11 番	西村	清勇	12 番	今橋	壽子
	13 番	徳弘	初男	14 番	藤原	健祐			

欠席議員 な し

地方自治法第 121 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	堀見 和道	チーム佐川推進課長	片岡 雄司
副 町 長	村田 豊昭	教 育 次 長	吉野 広昭
教 育 長	川井 正一	産業建設課長兼農業委員会事務局長	渡辺 公平
会計管理者	真辺 美紀	健康福祉課長	岡崎 省治
総 務 課 長	横山 覚	町 民 課 長	麻田 正志
税 務 課 長	田村 秀明	国土調査課長	廣田 郁雄
収納管理課長	西森 恵子	病院事務局次長	吉永 龍也

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 河添 博明

町長提出議案の題目 別紙のとおり

議員提出議案の題目 な し

議 事 日 程 議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成27年12月佐川町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成27年12月10日 午前9時開議

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第51号 | 平成27年度佐川町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第2 | 議案第52号 | 平成27年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第3 | 議案第53号 | 平成27年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 日程第4 | 議案第54号 | 平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第5 | 議案第55号 | 佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第56号 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について |
| 日程第7 | 議案第57号 | 職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 議案第58号 | 非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第59号 | 佐川町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第60号 | 佐川町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第61号 | 佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第62号 | 第5次佐川町総合計画の策定について |
| 日程第13 | 発委第10号 | 森林・林業政策の推進を求める意見書 |
| 日程第14 | | 委員会の閉会中の継続審査及び調査について |

議長（藤原健祐君）

おはようございます。ただいまの出席議員数は 13 人です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1、議案第 51 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 51 号、平成 27 年度佐川町一般会計補正予算（第 4 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
賛成全員。

したがって、議案第 51 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 52 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

お伺いいたします。先日の町長の行政報告で、国保税の値上げは、一般財源投入で平成 28、29 年度は、税率改正は行わないとの審議会での答申があったという報告がありましたが、その認識でよろしいでしょうか。

町民課長（麻田正志君）

お答えをさせていただきます。町長の行政報告にもありましたように、11 月 20 日に開催いたしました国民健康保険運営協議会におきまして、委員の皆様にも、国民健康保険特別会計の財源不足の対応方針ということで説明をいたして、そのことについて協議をしていただきました。

厳しい財政状況もありまして、坂本議員の御質問のように、平成

28 年度、29 年度、そして平成 27 年度、今年度、基金を財源不足に
充てろうと考えておりますけれど、今年度、基金で財源不足の対応
ができない場合も含めまして、一般会計からの財政支援を受けると。
そして平成 30 年度からは、国保の広域化によって、市町村が県に納
付する国保事業納付金の額に応じて税率の改正をするという方針を
承認していただきました。以上でございます。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 52 号、平成 27 年度佐川町国民健康保険特別会計補正予算
（第 3 号）について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手
を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 52 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 53 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補
正予算（第 3 号）について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 53 号、平成 27 年度佐川町介護保険特別会計補正予算（第

3号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案54号、平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第54号、平成27年度佐川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第54号は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第55号、佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番(松浦隆起君)

この第6条に、この基金をこの経費の財源に充てる場合に限り処分することができる、というふうにあります。が、(1)番に、寄附金の使途の指定に応じた事業に要する経費ということで、これは寄附金の寄附された方が望んでる目的等に応じるものだというふうに思います。これは問題ないと思うんですが、この(2)番、寄附者への地元特産品等の贈呈に要する経費、それから(3)番の、ふるさと納税制度の運用に要する経費、これはどういったものを考えておられるのか、お聞きをしたいと思います。

総務課長(横山覚君)

お答えを申し上げます。過去に、寄附者への地元特産品等の贈呈

に要する費用ですけども、今返礼品として送らせてもらっておりますそのものの額ですね、それがここの経費ということになっております。

それから（３）番の、ふるさと納税制度の運用に要する経費、これはふるさと納税制度を行っていく上にですね、宣伝広告なんかもすることがありまして、それプラスにですね、先ほどの返礼品のその送料等が含まれております。以上です。

６番（松浦隆起君）

このふるさと納税のこの基金については、以前、質問で私のほうが取り上げさせていただいて、提案もさせていただいた経緯があるんですが、本来のこの寄附金の目的というのは、基金の目的は、佐川町のために、まちづくりのために使っていただきたい、ということで寄附をしていただいた。その寄附金を、きちんとわかるように別立てで積み上げてその目的に使用するということが、この基金の目的ではないかと思うんです。

このふるさと納税の返礼品に関する経費をここから、寄附金から、例えば全て、今後はこの中で賄うというお考えであれば、寄附された方が１万円寄附しても、１万円佐川のために使ってもらいたいと思って寄附をしても、その１万円が、ふるさとのために使われない。５千円、例えば、返礼品に使われれば、５千円しか使われないという結果になるのではないかというふうに、私はそう理解をしております。

入と出の最終的な、見れば、最終的なその金額で見れば同じかもわかりませんが、この目的からいえば、きちんとふるさと納税のその返礼品ということではなくて、ほんとに純粹に、この１万円を、この３万円を使っていただきたいという思いで寄附をしていただける方の思いを考えれば、きちんとそれがそのまま、その目的に使われる形になるのが本来ではないかと。

経費をこの寄附金から賄うというのは少し違和感があるんですけども、その点についてお聞きをしたいと思います。

総務課長（横山覚君）

お答えいたします。この基金条例を考えますときにですね、ふるさと納税のトータルのお金で、そのふるさと納税のその運用等を全てそこに支出をしたいというふうな考え方から、この条例の策定となっております。

確かに、おっしゃるとおりですね、その寄附したものをですね、指定されるような事業に全部使うというふうなことも考えられますが、まずはふるさと寄附金の全額において、それに係る費用もそこから出すという考え方でございました。御理解よろしくお願いいたします。

6 番（松浦隆起君）

3 回目なんで、もうこれで終わりますが、この第 1 条に、佐川町を応援するために寄せられたふるさと納税寄附金を活用し、寄附者の思いを実現するための事業を展開すると。この中から経費を使うことも、そのふるさと納税の事業として、そういう形でやるんだと、そういうことであれば、そう理解をせざるを得んかもわかりませんが、この目的からいえば、私は少しこれはもう一度やっていく中で検討していただきたい。検討課題として残していただきたいというふうに思います。

やっぱりどう考えても、寄附をして、本人は 1 万円佐川のために使っていただいているであろうと思ってした 1 万円が、実はそのうちの 5 千円は自分に返ってきているということであれば、どうなのかなというのが純粋な私の疑問ですので、その点は酌み取っていただいて、一応課題として、今後この寄附金条例がつくられた後、もう一度検討していただきたいということをお願いをしたいと思います。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

8 番（中村卓司君）

条例に関しては松浦議員のほうから質問がありましたので、重複は避けたいと思うんですが、そこで具体的にですね、いわゆる経費と寄附金との差で納税される、まあ言うたら佐川町に収益になる金額が決まってこようかと思うんですが、今の段階でどれぐらいの経費が要って、どれぐらいの寄附があっているのかというのがわかれば聞かせていただきたいし、それからこの質問も私が、9 月でしたか質問をしたときに、町長が、それぞれの市町村によって違う、まあ言うたら収益の率が違いますよということで、佐川町はよいやり方をやってますという言い方をしておりましたけれども、新聞等で見てみますと、東のほうで町に 3 億とかいうような金額も出ておったんですけども、いわゆる経費のバランス、市町村によって違う

と思うんですけども、総務課長のほうで、ほかの市町村で、まあ言うたらこういう事例の中で、何と言いますかね、収入率というものが、ほかの市町村と比較がわかっておれば、聞かせていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

総務課長（横山覚君）

お答えをいたします。まず、今の佐川町におけるですね、そのなかった費用の中の率なんですけれども、一応大体、寄附者は1万円が今一番多いところでございまして、その寄附者に対して5千円の返礼品、それと大体、送料としては500円程度の送料が要っております、1万円が一番多い寄附額なんですけれども、それを見ますと45%が残っていくというふうな格好になっております。今のトータルの積算はしておりません。

それから、ほかの市町村についてのもので、その比較検討のところもまた計算しておりません。申しわけございません。

8番（中村卓司君）

ふるさと納税、ふるさと納税ということで、最近是非常にマスコミ等に取り上げられて、県内は高知県の新聞に出てるんですけども、全国紙を見ますと、すごい納税をしてるところもあるんですが、今後ですね、ふるさと納税をやるにつけて、勝ち組、負け組ということになって過当競争になりながらこの制度が運用されるということも少し問題があるかと思っておりますけれども、佐川町の側で言えば、佐川町によりよい納税が、より多くの納税が寄せられるような方策も必要やと思っておりますので、そのこともなお検討の課題として検討していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに、質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 55 号、佐川町ふるさと納税寄附金基金条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 56 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

2 番（坂本玲子君）

お伺いします。先日、マイナンバー制度のことが新聞に大きく載っていました。「県内、福祉現場混乱、取り扱いに不安、いらだち」の表題でした。佐川町の方々も不安が広がっています。

そこでお聞きします。この番号がそもそもなぜ必要なのか、一人一人のどんな場面で必要か、番号を記入しないとどんな不利益があるか、通知書を持っていればカードはなくても大丈夫か、番号を自分で管理できない人はどうすればいいのか、番号の再発行に手数料はかかるのか、カードの発行での手数料はどうか、という 7 点について、お伺いいたします。

総務課長（横山覚君）

お答えを申し上げます。まず、行政のほうから見ますと、これまで行政サービスを申請する人、例えば福祉サービスや社会保険料の減免などの申請者がその対象であるかどうかを確認するために、県とか国などの関係機関に情報のやりとりを行ってきたわけですが、それぞれの機関が住民票コードとかそれから基礎年金番号、また医療保険被保険者番号などといった独自の番号でそれぞれ個人情報を管理をしてきたために、受け取った情報の確認、照合には多大な労力と時間が費やされておりました。

また一方、住民の方のほうから見ますと、各種の申請時に添付書類としてですね、必要となる自分の情報、例えば住民基本台帳関係であれば住民票、また地方税関係であれば所得証明書など、その情報を持っている各関係機関を回りまして、それをそろえる必要があります、こちらでも大変な手間がかかっておったという状況であります。

このように、住民と行政の双方にとって加重的な負担がかかってきたわけですが、社会保障、税、災害対策の 3 分野について、分野を横断する共通の番号、すなわちマイナンバーを導入しまして、

それぞれの機関が持つ情報にひもつけをすることによりまして、個人の特定を確実にかつ迅速に行う可能性が出てまいります。

これによりまして、行政の効率化とか、それから住民の利便性の向上また公平公正な税、社会保障制度の実現が期待できると。というのが、制度導入の趣旨でありまして、またこの制度の必要性といえることができるかと思えます。

続きまして、一人一人のどんな場面で必要かという御質問でございますが、マイナンバーは法や条例で決められました社会保障、税、災害対策の分野の行政サービスで活用されることになっておりまして、各種の申請手続などでマイナンバーの記載が求められるようになります。

例えば、社会保障の分野では、年金や雇用保険の資格取得、給付、医療保険の給付請求、各種福祉サービスの申請給付などといった手続に必要となりますし、税の分野におきましては確定申告を初めとする各種の届出書、調書などへの記載が必要となります。

また災害対策の分野では、被災者生活支援金の支給に関する事務、また被災者台帳の作成に関する事務などへの利用が考えられます。

また、税や社会保険の手続を勤務先の事業主、金融機関などが個人にかかわって手続を行うケースもございますので、会社や一定の取引のある金融機関へマイナンバーを提示することも想定されるところでございます。

次に、番号を記入しないとどんな不利益があるか、なんでございますが、来年、平成 28 年 1 月から、社会保障関係や税の部門手続の際にですね、法律の規定に従いましてマイナンバーの提示が求められるようになります。現在のところ、法律に、個人番号の提供を拒んだ場合、罰則などの規定はございませんし、個人番号の提供がないために各種の申請を役場が受けつけないといったこともございません。

また、平成 29 年 1 月からは、国の行政機関などにおきまして、また平成 29 年の 7 月からは、地方公共団体の間で情報連携が始まることになり、これらの情報連携が本格的に始まるまでは、個人番号の提供、記入がないことをもって、直ちに本人が不利益を被るといったことはないものと考えておりますが、29 年の本格的な情報連携の開始後にはですね、番号の記入がないことで添付書類の省略ができずに、御本人が必要となる添付書類を各関係機関を回ってそろえる

必要が出てくることが不利益といえるかと思います。以上でございます。

町民課長（麻田正志君）

質問の4番目から7番目は、通知カード及び個人番号カードに関連する質問だと思いますので、町民課のほうで答えをさせていただきます。

まず、通知書を持っていれば、カードはなくても大丈夫かという御質問でございます。通知書というのは通知カードのことと理解しております。またカードにつきましては、個人番号カードのことということでお話しをさせていただきます。

通知カードにつきましては、マイナンバー制度におきまして、その方の個人番号をお知らせするものということになっております。個人番号カードにつきましては、個人番号カードの用途といたしまして、本人確認のための身分証明書に利用できたり、あるいは電子証明書の発行を希望すれば、住民基本台帳カードと同様に法的個人認証サービスの電子証明書という用途になっております。

この個人番号カードにつきましては、住民の方の申請によりまして、市区町村長が交付するということになっておりまして、その取得につきましては、強制いわゆる義務ではありません。

続きまして5番の、番号を自分で管理できない人はどうすればいいのかという御質問についてでございますけれど、この通知カードの管理などにつきましては、国等からの通知などというのはありませんので、明確な答えはできないというのが現状でございます。一般的に考えれば、御家族や判断能力の不十分な方々は、成年後見制度による成年後見人等に管理していただくということが考えられるのではないかと思います。

6番目の質問の、番号の再発行に手数料かかるのかという御質問についてでございます。通知カードと個人番号カードの再交付につきましては、紛失等による再交付につきましては、手数料はかかります。具体的に金額を申しますと、通知カードの再交付手数料は500円、個人番号カードの再交付手数料は800円となっております。

ただ、個人番号カードにつきましては、条例上の手数料は800円ということになっておりますけれど、電子証明書を登載した個人番号カードというものを取得されている方につきましては、その再交付に伴う電子証明書の再発行手数料200円というのが別途必要にな

ってきております。この 200 円につきましては、地方公共団体情報システム機構が定めておりまして、その機構からの委託に基づいて、市区町村が徴収するということになっておりますので、9 月議会に提案いたしまして可決いただきました電子手数料条例のほうにはこの電子証明書の 200 円のほうは制定する必要がないということになっております。

あと 7 番目の質問は、カードの発行での手数料はいくらか、再発行する場合はどうか、という御質問でございます。再発行する場合につきましては、先ほどの答弁のとおりでございます。カードの発行ということで、個人番号カードは来年の 1 月から、希望される方に発行するということになっておりまして、この初回の発行手数料につきましては国費の補助によって無料ということになっております。以上でございます。

2 番（坂本玲子君）

丁寧な御説明ありがとうございます。本当に制度は始まりますが、市町村でもそういう基本的な疑問がすっきりわかるようなパンフレットとかそういうもので住民の方々に周知徹底をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 56 号、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 56 号は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 57 号、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 57 号、職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 58 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 58 号、非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 59 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の

一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 59 号、佐川町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 60 号、佐川町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 60 号、佐川町環境美化条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 61 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 61 号、佐川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 62 号、第 5 次佐川町総合計画の策定について、質疑を行います。

2 番（坂本玲子君）

坂本です。すばらしい総合計画ができ、幸せな佐川町の未来が描かれているわけですが、ほんとに私たちも、ともにこの実現に向けて頑張っていかなければならないと思っています。

総合計画の 86 ページ、障害者福祉の推進の項で、必要な設備の整備やサービスの向上に取り組むとありますが、これは佐川町で住み続けることができるよう、多様な障害者のためのグループホーム設立やショートステイができる施設設立等の支援等に積極的に取り組むと解釈してよろしいでしょうか。

健康福祉課長（岡崎省治君）

お答えいたします。この町の総合計画につきましては、行政を含め関係者全体で取り組みを進めるものとあっております。その意味で、行政として先ほどおっしゃったように、設備、グループホームであるとかショートステイ、こういったものの設備が整うように積極的に支援をするということで、そのように解釈していただいて結構です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

1 番（下川芳樹君）

総合計画の進め方について、御質問をします。総合計画の中に、未来像を設定する上で大切にしたい考え方の項目、それから分野別方針、分野別施策というふうに、今後 10 年間佐川町を進めていく指針としての総合計画の内容が記載をされております。これを実現するためには、行政と住民の皆さんがお互いに協力をしながら進めていかなければならないというふうに、私自身理解をしております。町としてどのような形で、この総合計画が絵に描いた餅にならないように、来年度から進めていくお考えがあるのか、具体的にお尋ねをいたします。

町長（堀見和道君）

下川議員の御質問にお答えをさせていただきます。本定例会におきまして、議員の皆様から御承認をいただきましたら、まず早速、各課長、幹部職員の中で、それぞれの具体的な施策についてどの課が担当していくのか、1 つの課が担当するものもあれば、2 つ、3 つの課が連携をしながら取り組む課題もあります。それぞれの課で 10 年間それぞれの施策をどの時期に、どのタイミングで実施をするのか、何をするのか、それを来年度の 3 月までに考えてもらいたいということを 11 月の庁議で、もう私のほうから話をさせていただいております。

それです、計画を出していただきます。来年の 4 月には、この総合計画の発表会、住民の皆さんにも広くお伝えをさせていただきたいという思いがありますので、お伝えをさせていただいて、今後の町の取り組みについて説明をさせていただきます。

また、毎年しっかりと P D C A を回してその結果がどうなっているのか、来年度に向けて改善課題がどこにあるのかということをしつかりと庁内でも把握をして、それを審議会に報告並びに来年度の取り組み予定ということで、しっかりとお伝えはしていきたいなあというふうに思っております。

さらには住民の皆様にも、広く年度年度の取り組み、報告、また来年度のことについてしっかりとお伝えをするということを確実にしていきたいと、そのように考えております。

また総合計画の別冊版もございます。これは、住民の皆さんに主体的に取り組んでいただきたい、じぶんごととして取り組んでいただきたいという課題になっております。できましたら住民の皆様か

らも、今年度私たちはこういう取り組みをしたんだよということを、広く発表をできるような場をつくりたいなど。広報では当然お伝えをさせていただきたいというふうに思っておりますが、何か発表会のような場をつくれたらいいんじゃないかなあと。これも住民の皆様のご意見も聞きながら考えていきたいなというふうに思っております。

いずれにしても、行政と住民の皆さんが協働して、いっしょになってこの幸せなまちづくりに取り組んでいくということが大切になりますので、その機運を高めて、行政としてしっかりと支援をさせていただくところは支援をさせていただいて、一緒に、総合計画が 10 年間しっかり回していけるように、回っていくように運営をしていきたいと、そのように考えております。以上です。

議長（藤原健祐君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第 62 号、第 5 次佐川町総合計画の策定について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、議案第 62 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、発委第 10 号、森林・林業政策の推進を求める意見書、を議題とします。

提案者の説明を求めます。

11 番（西村清勇君）

（以下、発委第 10 号「森林・林業政策の推進を求める意見書」1 ページ目朗読）

案分を朗読して提案とさせていただきます。

（以下、発委第 10 号「森林・林業政策の推進を求める意見書」2

ページ目朗読)

以上です。よろしくお願いします。

議長（藤原健祐君）

質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

発委第 10 号、森林・林業政策の推進を求める意見書について、
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

賛成全員。

したがって、発委第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、委員会の閉会中の継続審査及び調査について、を議題
とします。

各委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配付
しました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があ
ります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とする
ことに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及
び調査とすることに決定をいたしました。

以上で、本定例会に提出されました全ての案件は終了しました。

町長挨拶願います。

町長（堀見和道君）

改めまして、議員の皆様おはようございます。本日は、一般会計
補正予算を初め 12 の議案全て御承認をいただきまして、まことに

ありがとうございます。また、第5次佐川町総合計画につきましても御承認をいただき、大変身の引き締まる思いでこの場に立たせていただいております。

町長就任以来この2年間、来年度からスタートする佐川町第5次総合計画をいかにしてつくるか、そのことに注力をしてまいりました。大変なプロセス、大変膨大な量の検討会議、多くの時間を費やしてこの日まで、きょうまでたどり着きました。松浦議員、坂本議員には審議員として審議会場で貴重な御意見をいただき、本当に感謝をしています。ありがとうございます。

また、この総合計画策定におきまして、多くの住民の皆様に御参加をいただきました。佐川町の底力を、文教のまち佐川のすばらしさを感じさせていただきました。

また多くの全ての役場職員にも意見をいただいたり、参加をしていただいたり、この総合計画の策定にかかわっていただきました。特に、担当課となりましたチーム佐川推進課の職員には、かなりの負荷をかけて作成に臨んでもらいました。途中、くじけそうになったこともあったとは思いますが。きょう、この定例会で御承認をいただきまして、担当したみんなは心から喜んでいることだというふうに思います。この場をお借りして、御苦勞様という言葉をお伝えさせていただきたいなと思っております。町長としてこの仕事をさせていだいて、本当にありがたいなと、感謝の気持ちでいっぱいです。

先ほども、下川議員の御質問にお答えをさせていただきましたが、来年度からこの総合計画をしっかりと運用していけるように、実施していけるように、私のほうで進捗管理をしていきます。住民の皆様にも楽しく、この総合計画のビジョンでもあります、チーム佐川まじめにおもしろく、この方針で楽しく総合計画の実行にかかわっていただきたいなというふうに思っております。

またあわせて、地方創生総合戦略に基づく実施もあと4年間あります。この佐川町の地方創生の取り組みにつきまして、国からも県からも応援をいただいておりますが、つい先日、民間のある基金からも資金的な応援をしていただけたという内示をいただきました。来週には公表をできることとなりますが、いろいろな形でこの佐川町を応援していただける機関や人々が増えております。本当に感謝をしております。改めてしっかりと気を引き締めて、謙虚に、真摯

に町政運営に取り組んでいきたいと思っております。

新しいことにチャレンジをすることもあります。ぜひ、議員の皆様には、厳しい目で私たち執行部を御指導いただき、それは違うぞというふうに思うことがありましたら、ぜひ厳しく大きな声で私たち執行部に御指導いただきたいなというふうに思っております。

執行部と議会の皆さんが両輪となって、すばらしい幸せな佐川町のまちづくりを今後も進めさせていただきたいというふうに思っておりますので、ぜひ議員の皆様、今後ともよろしく願いをします。

本当に、本定例会ありがとうございました。

議長（藤原健祐君）

本日の会議は、これをもちまして終わります。

平成 27 年 12 月佐川町議会定例会を閉会します。

閉会 午前 9 時 56 分